

令和7年度広島市高校生短期留学プログラム委託業務に係る公募型プロポーザル説明書

1 業務内容等

- (1) 業務名
令和7年度広島市高校生短期留学プログラム委託業務
- (2) 業務概要
海外留学を希望している高校生を安全かつ円滑に留学先に派遣し、効果的な事業展開を実施する。
- (3) 業務内容
別紙「令和7年度広島市高校生短期留学プログラム委託業務仕様書」のとおり
- (4) 委託期間
令和7年4月1日から令和7年9月30日まで
- (5) 概算事業費
本事業に係る費用の上限は、次のとおりとする。
6,580,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 事業担当課
広島市教育委員会学校教育部指導第二課
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
TEL 082-504-2704（直通） FAX 082-504-2142
E-mail kyo-sido2@city.hiroshima.lg.jp

2 応募資格

以下に示す要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-05 催事・展示」に登録されている者であること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

3 プロポーザル説明書等の交付方法

プロポーザル説明書等は、広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」の「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

- (1) 交付期間
公示日から令和7年2月14日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 交付場所
前記1(6)の事業担当課

4 応募資格確認申請書の提出

- (1) 提出書類
次の書類を1部ずつ提出し、応募資格の審査を受けること。
ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式-1）
イ 前記2の応募資格に該当していることが確認できる書類
（ア）広島市税の納税証明書（写し可）

「令和〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出から3か月前の日以降のものに限る。）

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(2) 提出期間

公示日から令和7年1月31日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出場所

前記1(6)の事業担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(5) 応募資格確認結果の通知

資格確認後、令和7年2月7日（金）までに応募資格確認結果を書面にて通知する。

5 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

公示日から令和7年1月30日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで

イ 受付場所

前記1(6)の事業担当課

ウ 受付方法

仕様書等に関する質問書（様式-2）を作成し、電子メールにて提出すること。また、電子メール送信後に質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するとともに、前記1(6)の事業担当課において、令和7年2月14日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで閲覧に供するものとし、広島市ホームページ（前記3 応募説明書等のダウンロードページと同様）にも掲載する。

6 提案書の作成と提出

(1) 提案書の作成及び部数

提案書は、(別紙)「提案依頼事項」を参照して作成すること。

提案書の部数は、正本1部、副本9部とする。

(2) 提出期間

公示日から令和7年2月14日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出場所

前記1(6)の事務担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(5) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

イ 応募者の住所、法人名、代表者名等の応募者を特定しうる情報は正本のみに記載し、副本には記載しないこと。法人名等が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

ウ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した提案書を取り下げる場合は、遅延なく「取下願」（様式-3）を提出すること。また、提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出す

ること。
オ 提出書類は返却しない。

7 審査方法

(1) 審査

提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた受託候補者特定基準に従い、令和7年度広島市短期留学プログラム委託業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査する。

(2) 審査委員の構成

委員の氏名及び職名は、受託候補者の特定後に公表する。

(3) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり

(4) プレゼンテーション

ア 実施方法

提出された提案書について、応募者によるプレゼンテーション（15分程度、質疑応答を含む。）を行う。

プレゼンテーションの参加人数は1者あたり3名までとし、パワーポイント等の機器の使用はできない。また、プレゼンテーションは、提出された提案書により行うこととし、追加の資料配布は認めない。

イ 日時等

実施日時等の詳細は、応募者に別途通知する。

(5) 受託候補者の特定

審査委員会での審査の結果、得点の総計が最も高い応募者を受託候補者とする。なお、得点の総計が最も高い応募者が2者以上あった場合は、審査委員会では協議の上、受託候補者を特定する。

ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が本市の求める最低限の水準（6割）に満たない、又は観点のうち1つでも不十分に該当する場合は、選定の対象外とする。

応募者が1者の場合は、その応募者が受託候補者として適しているか否かを、審査委員会では審議する。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して審査終了後、速やかに書面にて通知する。

なお、受託候補者となった者には、見積書の提出について案内する。

(7) 審査結果の公表

契約の締結後、応募者名、各応募者の審査結果（順位、点数を含む。）を広島市ホームページにおいて公表する。

(8) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。

ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、質問等に対する回答は、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により行う。

8 契約の締結

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合において、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、若しくは契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しているときは、契約保証金の納付を免除する。

(3) 受託候補者の特定後、受託候補者と協議の上、提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。

- (5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。また、当該決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の 100 分の 5）を支払うものとする。。

9 その他

- (1) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提案書等の作成、その他プロポーザルの応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された応募書類は、受託候補者特定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成 13 年広島市条例第 6 号）第 7 条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。
- (4) 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の上承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させたり、または、内容を提示することを禁止する。
- (5) 次の場合は失格とする。
 - ア 応募資格を満たさなくなった場合、又は応募資格を満たさないことが判明した場合
 - イ 提案書等の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合
- (6) プロポーザル応募者は、審査委員会の委員の選任後から受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、当該委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、応募資格を失うとともに指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 別紙「令和 7 年度広島市高校生短期留学プログラム委託業務仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、受託候補者の提案内容は、その履行を確保するものとする。
- (8) 本契約については、本件に係る予算の成立を条件とするとともに、契約締結日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

11 スケジュール

令和 7 年 1 月 2 4 日（金）	応募資格確認申請書受付開始
令和 7 年 1 月 3 0 日（木）	質問書提出締切
令和 7 年 1 月 3 1 日（金）	応募資格確認申請書提出締切
令和 7 年 2 月 1 4 日（金）	提案書提出締切
（別途定める日）	審査委員会（受託候補者の特定）

12 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続開始の公示	広島市ホームページ （ https://www.city.hiroshima.lg.jp/ ） のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」の「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和 7 年度」へ画面を展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすること。
02 公募型プロポーザル説明書	
03 （別紙）受託候補者特定基準	
04 仕様書	
05 （別紙）広島市高校生短期留学プログラム実施要項＜費用補助希望者用＞	
06 提案依頼事項	
07 委託契約書（案）、個人情報取扱特記事項	
08 （様式－1）公募型プロポーザル応募資格確認申請書	
09 （様式－2）質問書	
10 （様式－3）取下願	